

**財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書**

**【2024 年度】**

フロンティア・マネジメント株式会社

## 目次

第1章 内部統制評価の実施方針.....	- 3 -
I 基本計画書の目的.....	- 3 -
II 財務報告に係る内部統制評価の実施体制 .....	- 3 -
III 内部統制評価の評価方法.....	- 3 -
IV 財務報告に係る内部統制評価結果の報告体制 .....	- 3 -
V 取締役会、監査等委員会とのコミュニケーション計画 .....	- 3 -
第2章 重要性の判断基準.....	- 4 -
第3章 評価の範囲 .....	- 4 -
I 全社的な内部統制の評価範囲.....	- 4 -
II 決算・財務報告プロセスに係る内部統制のうち全社的な観点で評価することが適切なものの評価範囲 .....	- 4 -
III 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲 .....	- 4 -
第4章 年間評価スケジュール .....	- 5 -
第5章 不備の評価と是正に関する計画.....	- 5 -
I 不備の評価.....	- 5 -
II 開示すべき重要な不備のは是正計画 .....	- 5 -

## 第1章 内部統制評価の実施方針

### I 基本計画書の目的

#### 1. 目的

本基本計画書の目的は財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書の第1章10.に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成・提出するための手続、スケジュール、体制を定めたものである。

#### 2. 管理責任者

本基本計画書の策定、更新、報告、保管、開示等については評価責任者である執行役員カンパニー企画管理部門長 濱田寛明が責任を有する。

### II 財務報告に係る内部統制評価の実施体制

内部統制報告書署名者 代表取締役 大西正一郎

内部統制評価責任者 執行役員カンパニー企画管理部門長 濱田寛明

内部統制評価担当者 内部監査室長 柳田修宏

なお、内部統制評価担当者である内部監査室長柳田修宏は、損害保険会社・銀行関連企業において保険業法・銀行法等に関連する幅広い管理業務の執行及び構築の経験があるとともに、法令等を厳格に遵守する姿勢を有している。また、評価対象となる業務について兼務の事実はなく、独立性についても問題はない。

### III 内部統制評価の評価方法

内部統制評価は各種評価テンプレート記載の指示に従い、当該テンプレートを用いて記録する。記録されたテンプレート及びエビデンスは内部監査室が管理、保管する。

### IV 財務報告に係る内部統制評価結果の報告体制

- 内部統制評価担当者は月1回、内部統制評価責任者に対して懸案事項の検討、評価の進捗状況の報告、評価結果の報告を行う。
- 内部統制評価責任者は上記報告を受けて、代表取締役に報告を行う。

### V 取締役会、監査等委員会とのコミュニケーション計画

- 基本計画、評価範囲の説明 2024年5月14日
- 内部統制の評価結果の中間報告 2024年11月
- 不備の評価結果、開示すべき重要な不備の有無の報告 2025年2月

## 第2章 重要性の判断基準

開示すべき重要な不備に該当するかどうかの金額的重要性の判断指標

当期計画連結税引前利益の 5%

なお、上記金額は計画と実績が乖離した場合には見直すこととする。

開示すべき重要な不備に該当するかどうかの質的重要性については、実務上の取扱いを準用し、上場廃止基準や財務制限条項に関する記載事項などが投資判断に与える影響の程度、関連当事者との取引や大株主の状況に関する記載事項などが財務報告の信頼性に与える影響の程度で判断する。

## 第3章 評価の範囲

### I 全社的な内部統制の評価範囲

#### 1. 重要性が僅少であると判断するための指標

連結売上高の 5%に満たない事業拠点（関連会社については、売上高に持分割合を乗じた金額が連結売上高の 5%に満たない事業拠点）

#### 2. 評価対象から除外した事業拠点

セレブレイン

頂拓投資諮詢（上海）有限公司

Athema

FCD パートナーズ株式会社

フロンティア南都インベストメント合同会社

なお、Athema については監査対象の評価範囲から除外するが、評価対応は実施する。

### II 決算・財務報告プロセスに係る内部統制のうち全社的な観点で評価することが適切なもの評価範囲

全社的な内部統制に準ずる。

### III 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

#### 1. 業務プロセスの評価範囲に含めた重要な事業拠点

##### ① 選定指標及び選定方法

連結取引消去後の各社の売上高金額の高い拠点から合算していく、連結売上高の 2/3 を超える事業拠点を評価の対象とする。

##### ② 選定された重要な事業拠点

フロンティア・マネジメント株式会社

2. 企業の事業目的に大きく関わる勘定科目とそれに至る業務プロセス
  - ① 企業の事業目的に大きく関わる勘定科目  
    売上高、売掛金
  - ② 上記勘定科目に関わる業務プロセス  
    売上プロセス
3. 財務諸表への影響を勘案して個別に評価対象に追加された重要性の大きい業務プロセス
  - ① フロンティア・マネジメント株式会社のれんの評価プロセス
  - ② フロンティア・キャピタル株式会社の投資実行プロセス
4. IT 全般統制の評価対象となる IT 基盤  
    会計システムである勘定奉行について IT 全般統制の評価を行う。

#### 第4章 年間評価スケジュール

別紙、内部統制評価日程表参照。

#### 第5章 不備の評価と是正に関する計画

##### I 不備の評価

1. 不備の集計  
    発見された不備は不備一覧表に集計する。
2. 虚偽記載の発生可能性の検討  
    発見された不備について、その補完統制も考慮した上で虚偽記載の発生可能性を検討する。
3. 影響額の算定  
    発見された不備について、虚偽記載の発生可能性が高い場合には、その影響額を算定する。
4. 開示すべき重要な不備と判断する基準  
    第2章 重要性の判断基準を判断指針とする。
5. 不備の報告  
    内部統制評価担当者は、集計した不備について、内部統制評価責任者に報告する。  
    集計した不備について総合的に判断し開示すべき重要な不備に該当すると判断されたものについては内部統制評価責任者は取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告する。

##### II 開示すべき重要な不備のは是正計画

開示すべき重要な不備のは是正計画については、財務報告に係る内部統制の整備・運用及

び評価の基本方針書第2章Vによる。

以上